

品目分類の概要と通則

令和4年5月

名古屋税関 業務部

首席関税鑑査官

1 品目分類の概要

HS条約とは

- International Convention on the **Harmonized** Commodity Description and Coding **System**

(商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約)

- (HS条約以前:CCCN) 主要貿易国間で異なる分類システムを使用

各国で異なる関税分類・解釈 不統一・不透明な関税率適用

適用関税率の予測、貿易取引コスト見積もり

関税交渉における対象品目の範囲・定義の明確化

国際貿易に関する輸出入統計を正確に把握

国際的に公平で、かつ統一された分類システムが必要



- 体系的・統一的な分類システムとして、世界税関機構(WCO)が作成(1988年1月1日実施、2022年1月1日に7回目の改正)
 - HS条約加盟国等 約150カ国・地域[→EU]
 - HS条約採用国(含HS条約加盟国)等 200カ国・地域以上

HS条約の構成

本文(前文、第1～20条)

附属書「商品の名称及び分類についての統一システム(HS)」

通則

部注
類注
号注

HS品目表

関税率表のベース

- ・部(21部)・・・第1部～第21部
- ・類(96類)・・・第1類～第97類(第77類は欠番)

第1部 動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品 [部注](#)

第1類	動物（生きているものに限る。）	類注	税率
第2類	肉及び食用のくず肉	類注	税率
第3類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	類注	税率
第4類	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品	類注	税率
第5類	動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）	類注	税率

第2部 植物性生産品 [部注](#)

第6類	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉	類注	税率
第7類	食用の野菜、根及び塊茎	類注	税率
第8類	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮	類注	税率
第9類	コーヒー、茶、マテ及び香辛料	類注	税率
第10類	穀物	類注	税率
第11類	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン	類注	税率
第12類	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物	類注	税率
第13類	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス	類注	税率
第14類	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品	類注	税率

第3部 動物性、植物性又は微生物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

第15類	動物性、植物性又は微生物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう	類注	税率
------	-----------------------------------------------	--------------------	--------------------

第4部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品、非燃焼吸引用の物品（ニコチンを含有するかしないかを問わない。）並びにニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。） **部注**

第16類	肉、魚、甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物又は昆虫類の調製品	類注	税率
第17類	糖類及び砂糖菓子	類注	税率
第18類	ココア及びその調製品	類注	税率
第19類	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品	類注	税率
第20類	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品	類注	税率
第21類	各種の調製食料品	類注	税率
第22類	飲料、アルコール及び食酢	類注	税率
第23類	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料	類注	税率
第24類	たばこ及び製造たばこ代用品、非燃焼吸引用の物品（ニコチンを含有するかしないかを問わない。）並びにニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）	類注	税率

第5部 鉱物性生産品

第25類	塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント	類注	税率
第26類	鉱石、スラグ及び灰	類注	税率
第27類	鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう	類注	税率

第6部 化学工業（類似の工業を含む。）の生産品 [部注](#)

第28類	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物	類注	税率
第29類	有機化学品	類注	税率
第30類	医療用品	類注	税率
第31類	肥料	類注	税率
第32類	なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ	類注	税率
第33類	精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類	類注	税率
第34類	せつけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品	類注	税率
第35類	たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素	類注	税率
第36類	火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料	類注	税率
第37類	写真用又は映画用の材料	類注	税率
第38類	各種の化学工業生産品	類注	税率

第7部 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品 [部注](#)

第39類	プラスチック及びその製品	類注	税率
第40類	ゴム及びその製品	類注	税率

第8部 皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品

第41類	原皮（毛皮を除く。）及び革	類注	税率
第42類	革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品	類注	税率
第43類	毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品	類注	税率

第9部 木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物

第44類	木材及びその製品並びに木炭	類注	税率
第45類	コルク及びその製品	類注	税率
第46類	わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物	類注	税率

第10部 木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品

第47類	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙	類注	税率
第48類	紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品	類注	税率
第49類	印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案	類注	税率

第11部 紡織用繊維及びその製品 [部注](#)

第50類	絹及び絹織物		税率
第51類	羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物	類注	税率
第52類	綿及び綿織物	類注	税率
第53類	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物		税率
第54類	人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品	類注	税率
第55類	人造繊維の短繊維及びその織物	類注	税率
第56類	ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品	類注	税率
第57類	じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物	類注	税率
第58類	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布	類注	税率
第59類	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品	類注	税率
第60類	メリヤス編物及びクロセ編物	類注	税率
第61類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	類注	税率
第62類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）	類注	税率
第63類	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ	類注	税率

第12部 履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品

第64類	履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品	類注	税率
第65類	帽子及びその部分品	類注	税率
第66類	傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品	類注	税率
第67類	調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品	類注	税率

第13部 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品

第68類	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品	類注	税率
第69類	陶磁製品	類注	税率
第70類	ガラス及びその製品	類注	税率

第14部 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣

第71類	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣	類注	税率
-------------	--------------------------------------------------------	--------------------	--------------------

第15部 卑金属及びその製品 部注

第72類	鉄鋼	類注	税率
第73類	鉄鋼製品	類注	税率
第74類	銅及びその製品	類注	税率
第75類	ニッケル及びその製品	類注	税率
第76類	アルミニウム及びその製品	類注	税率
第77類	(欠番)		
第78類	鉛及びその製品	類注	税率
第79類	亜鉛及びその製品	類注	税率
第80類	すず及びその製品	類注	税率
第81類	その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品		税率
第82類	卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品	類注	税率
第83類	各種の卑金属製品	類注	税率

第16部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品 部注

第84類	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品	類注	税率
第85類	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	類注	税率

第17部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品 [部注](#)

第86類	鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）	類注	税率
第87類	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品	類注	税率
第88類	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品	類注	税率
第89類	船舶及び浮き構造物	類注	税率

第18部 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品

第90類	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品	類注	税率
第91類	時計及びその部分品	類注	税率
第92類	楽器並びにその部分品及び附属品	類注	税率

第19部 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品

第93類	武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品	類注	税率
-------------	------------------------	--------------------	--------------------

第20部 雑品

第94類	家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びに照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物	類注	税率
第95類	玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品	類注	税率
第96類	雑品	類注	税率

第21部 美術品、収集品及びこつとう

第97類	美術品、収集品及びこつとう	類注	税率
------	---------------	----	----

品目分類は、誰が分類しても、絶対に同じところに分類しなければならない。

なぜ、分類が難しいと考えるか？



一般常識を有していること

法律(条約)を理解する能力を有しているか

商品(学)の知識を有しているか

3つの要素の
必要性が
求められる

馬としま馬



しま馬も和名では馬が付くけど？

馬には、しま馬を含まない。
(第1部備考1)

馬(horse)

↓
01.01

縞馬(zebra)

↓
01.06

レギンス・スパッツ



同じ名前でも？

↓
64.06

↓
61類

木魚



お寺で使うけど？

↓
打楽器(92.06)

品目分類とは

所属が決まると税率・税額が決まる

関税の課税等のために、関税率表上の所属区分を決めること

課税標準及び税率（関税定率法第3条）

「関税は、輸入貨物の価格又は数量を課税標準として課するものとし、その税率は、**別表**による。」

関税額の計算例

$$\text{輸入貨物の価格 (CIF)} \times \text{税率 (関税率表)} = \text{関税額}$$

第11部 紡織用繊維及びその製品
第61類 衣類及び衣服附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）

2018年4月1日現在

統計番号 Statistical code	品名 Description	関税率 Tariff rate		関税率(経済連携協定) Tariff rate (EPA)																	単位 Unit		他法令 Law	
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特恵 GSP	特別特恵 LDG	シンガポール Singapore	オーストラリア Australia	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	インドネシア Indonesia	ブルネイ Brunei	ASEAN ASEAN	フィリピン Philippines	スイス Switzerland	ベトナム Viet Nam	インド India	ペルー Peru	韓国 Korea	モンゴル Mongolia	I		II
61.01	男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アフター（スカーフが付属するもの）、ウインドブレーカー、ウインドブレーカーの他これらに属する物品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに属するものとし、第61.03項のものを除く。）																							
6101.20	000 縫製のもの	10.9%		(10.9%)		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	NO	KG
6101.30	000 人達繊維製のもの	10.9%		(10.9%)		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	NO	KG
6101.80	その他の紡織用繊維製のもの																							
100	1 羊毛製又は獣毛製のもの	10.9%		(10.9%)		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	NO	KG
900	2 その他のもの	8.4%		(8.4%)		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	NO	KG

提示の際の現況により分類

提示（輸入申告）の際の貨物の現況による分類判断が大原則

課税物件の確定の時期（関税法第4条）

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質及び数量は、**当該貨物の輸入申告の時点における現況**による。

End use による分類は認められない

HS品目表

※ 輸出入とも共通

実行関税率表

第4部 調製食品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品、非燃焼吸引用の物品(ニコチンを含有するかしないかを問わない。)並びにニコチンを含有するその他の物品(ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。)

第18類 ココア及びその調製品

部(Section):大分類

生産者側に立った産業形態別

類(Chapter):中分類

加工度、用途等別

輸出統計品目表

第4部 調製食品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品、非燃焼吸引用の物品(ニコチンを含有するかしないかを問わない。)並びにニコチンを含有するその他の物品(ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。)

第18類 ココア及びその調製品

項(heading):小分類

号(subheading):小分類

重要なもの、一般的なものを優先

統計番号 Statistical code	品名 Description
番号 H.S. code	
18.06	チョコレートその他のココアを含有する調製食品
1806.10	ココア粉(砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。)
110	1 砂糖を加えたもの - しょ糖の含有量が全重量の50%以上のもの
190	- その他のもの
200	2 その他のもの

税表細分

統計細分

※ 輸入と輸出で異なる

統計番号 Statistical code	品名 Description
番号 H.S. code	
18.06	チョコレートその他のココアを含有する調製食品
1806.10	- ココア粉(砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。)
1806.20	- その他の調製品(塊状、板状又は棒状のもので、その重量が2キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が2キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。)
000	
000	

品目表に求められること

- ・すべての物品を網羅し、かつ体系的であること
- ・一つの物品は必ず一つのカテゴリーに分類されること
- ・解釈が相違したとき、解決する仕組みを持っていること
- ・国際的に広く利用されること
- ・時代の変化に合わせてアップデートされること

HS条約の規定（一部抜粋）

【第3条 締約国の義務】

- ①関税率表及び統計品目表をHSに適合
 - 全ての項(4桁)及び号(6桁)の使用
 - 通則並びに全ての部、類及び号の注の使用
 - HSの数字上の配列に従う
- ②HSに基づく輸出入貿易統計の公表
- ③HS6桁を超える細分の設定

【第6条 統一システム委員会】

- ①HS条約第6条に基づいて設立された委員会
- ②HS条約締約国によって構成
(ICC等の国際機関もオブザーバ参加)
- ③年2回、WCO本部で開催

関税率表においてその所属を決定することができないもの

空気（液体空気及び圧搾空気を除く）

単に詰めただけの空気



例外

液体（圧搾）
空気



火



死体



電気的エネルギー



電気的エネルギー（第27.16項（任意採用項））について、日本は採用していない。

時代の変化に合わせてアップデート

HS品目表は、技術革新による新規商品の登場、国際貿易量の変化等に対応

HSは、1988年(昭和63年)1月1日に実施された後、「技術又は国際貿易の態様の変化に照らして最新のものにすることを確保することが重要」に基づき、約5年間隔で定期的に見直しがされ、1992年(平成4年)1月1日、1996年(平成8年)1月1日、2002年(平成14年)1月1日、2007年(平成19年)1月1日、2012年(平成24年)1月1日、2017年(平成29年)1月1日に続き2022年(令和4年)1月1日に7回目の改正が行われた。

我が国においては、HS品目表の改正に従って、当該改正品目表が発効する年度の関税改正の際に関税率表を改訂し対応

関税定率法 → 関税定率法等の一部を改正する法律(令和3年法第12号)

統計品目表 → 輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件(令和3年財務省告示第267号)

改正の概要

我が国の関税率表はHS品目表に基づいて作成されている。HS品目表は技術革新による新規商品の登場等に対応するため、概ね5年毎に大幅な改正が行われ、直近は2022年(令和4年)1月1日に発効された。

同品目表の改正に際しては、HS条約締約国や国際機関から提案・要請された下記の内容を盛り込んだ見直しが行われた。

● 社会的要請を受けた改正

- 国連食糧農業機関(FAO)による提案： 食用の昆虫、木材及びその製品の分類明確化
- ロッテルダム条約事務局による提案： 同条約対象物質である化合物に係る改正
- オゾン事務局による提案： モントリオール議定書が規制するオゾン層破壊物質に係る改正
- バーゼル条約事務局による提案： 電気電子機器のくずに係る改正 等

● 国際貿易の態様の変化及び明確化

- ヨーグルトの範囲拡大
- 微生物性の油脂の分類明確化
- 炭素繊維及びその製品
- 貿易量僅少による削除 等

(※)上記区分は便宜上のものです。

【参考】HS2022で新設された項(8つ)

03.09 魚等の粉、ミール及びペレット

24.04 たばこ等を含む物品(電子たばこ等)

38.27 炭化水素のハロゲン化物を含む混合物

84.85 積層造形用の機械(3Dプリンター)

85.24 フラットパネルディスプレイモジュール

85.49 電気電子機器のくず

88.06 無人航空機(ドローン)

88.07 航空機の部分品

※削除された項は以下の2つ

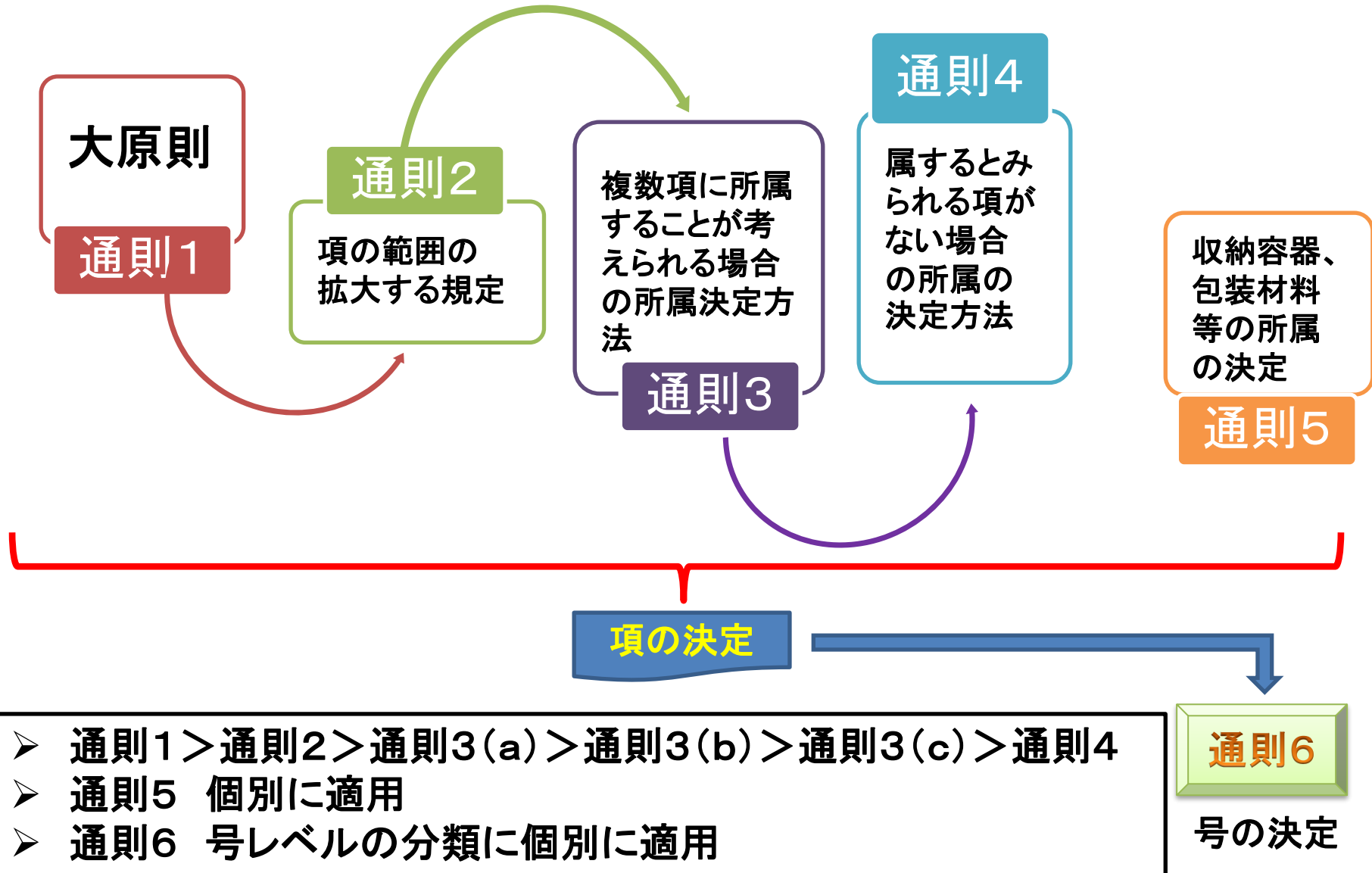
81.07 カドミウム及びその製品(貿易量僅少による)

88.03 航空機の部分品(88.07項新設に伴うもの)

(※)上記記載は、具体的物品をイメージし易いように、
項の規定に若干のアレンジを加えて示しています。

2 通則

適用上の優先順位



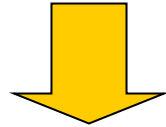
通則1 関税分類の大原則

部、類及び節の表題は、単に参照上の便宜のために設けたものである。

この表の適用に当たっては、物品の所属は、**項の規定**及びこれに係る部**又は類の注の規定**に従い、かつ、これらの項又は注に別段の定めがある場合を除くほか、次の原則に定めるところに従って決定する。

部、類及び節の表題は、単に参照上の便宜のために設けたものである。(通則1前段)

国際貿易で取引される多種・多様な物品のすべてを部、類及び節の表題に含める。特定して列挙することはおよそ不可能。



表題は簡単な表現にして
単なる参考扱いとしている。

法的な性格はない

この表の適用に当たっては、物品の所属は、**項の規定**及びこれに係る**部又は類の注の規定**に従い、かつ、これらの項又は注に別段の定めがある場合を除くほか、次の原則に定めるところに従って決定する。(通則1後段)

- 「項の規定及びこれに係る部又は類の注の規定」に従って4桁ベースの所属を決定する。

関税分類の大原則

法的拘束力を持つ

「これらの項又は注に別段の定めがある場合を除くほか」通則2、3、4、5の原則に従って4桁ベースの所属を決定する。

- 項の規定及びこれに係る部又は類の注の規定が**最優先**
- 通則1で決まらない場合に、通則2以降を適用

通則1・・・大原則

類の表題
法的な性格はない

第44類 木材及びその製品並びに木炭

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する木材（チップ状のもの、削りくず及び破砕し、粉碎し又は粉状にしたものに限る。第12.11項参照）
 - (b) 主として組物に使用する竹その他の木に類する材料（粗のものに限るものとし、割り、縦にひき又は特定の長さに切ったものであるかないかを問わない。第14.01項参照）
 - (c) 主として染色又はなめしに使用する木材（チップ状のもの、削りくず及び破砕し、粉碎し又は粉状にしたものに限る。第14.04項参照）
 - (d) 活性炭（第38.02項参照）
 - (e) 第42.02項の製品
 - (f) 第46類の物品
 - (g) 第64類の履物及びその部分品
 - (h) 第66類の物品（例えば、傘及びつえ並びにこれらの部分品）
 - (i) 第68.08項の物品
 - (k) 第71.17項の身近用模造細貨類
 - (l) 第16部又は第17部の物品（例えば、機械の部分品、ケース、カバー、機械用のキャビネット及び車両）
 - (m) 第18部の物品（例えば、時計のケース及び楽器並びにこれらの部分品）
 - (n) 火器の部分品（第93.05項参照）
 - (o) 第94類の物品（例えば、家具、照明器具及びプレハブ建築物）
 - (p) 第95類の物品（例えば、玩具、遊戯用具及び運動用具）
 - (q) 第96類の物品（例えば、喫煙用パイプ及びその部分品、ボタン、鉛筆並びに一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品。第96.03項の物品用の木製のボデー及び柄を除く。）
 - (r) 第97類の物品（例えば、美術品）

類の注
法的拘束力を持つ

木製家具

第44類注1(O)

第94類の木製家具であれば
第44類には属しない。

第94類に分類される

通則1・・・大原則

事例：冷凍シーフードピラフ

(品目分類事例より)

味付け米飯66%、シュリンプ11%、あさり11%、野菜12%からなる冷凍ピラフ。
(19.04項) (16.05項) (16.05項) (20.04項)

第16類 肉、魚、甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物又は昆虫類の調製品

注

- 1 この類には、第2類、第3類、第4類の注6又は第05.04項に定める方法により調製し又は保存に適する処理をした肉、くず肉、魚、甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物並びに昆虫類を含まない。
- 2 ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一年以上を含有する調製食品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるものは、この類に属する。この場合において、これらの物品の二以上を含有する調製食品については、最大の重量を占める成分が属する項に属する。前段及び中段のいずれの規定も、第19.02項の詰物をした物品及び第21.03項又は第21.04項の調製品については、適用しない。

第19類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一年以上を含有する調製食品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるもの(第16類参照。第19.02項の詰物をした物品を除く。)
 - (b) 飼料用のビスケットその他の穀粉又はでん粉の調製飼料(第23.09項参照)
 - (c) 第30類の医薬品その他の物品

シュリンプ、あさりを合わせて全重量の22%となることから、[第16類注2](#)及び[第19類注1](#)の規定により第19.04項には分類されず、第16.05項に分類されます。

第16.05項において、第1605.21号の「シュリンプ及びプローン」(シュリンプ11%が該当)と第1605.56号の「クラム、コックル及びアーケシェル」(あさり11%が該当)が考えられますが、各号に該当する物品の重量が同量であることから、関税率表に関する通則6により通則3(c)を準用し、第1605.56号に分類されます。



あさりの調製品(1605.56号)

スチール製のペンケース

箱型の容器。上部に片開きの蓋が付いている。中に仕切りはない。

関税率表第42.02項の規定

旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器(革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。)及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器

第42.02項前半の物品 → 材質を限定

その他これらに類する容器の例示(関税率表解説)

札入れ、文房具箱、ペンケース、切符入れ、針入れ、キーケース、シガーケース、パイプケース、工具及び宝石入れ、靴用ケース、ブラシケース等



第42.02項後半の物品 → 材質の限定はない

その他これらに類する容器の例示(関税率表解説)

帽子箱、カメラの付属品のケース、弾薬入れ、狩猟用又はキャンプ用のナイフのさや、工具箱及びケースで、個々の工具(付属品を有するか有しないかを問わない。)を収めるために特別に成形され又は内部に取り付けられたもの等

スチール製のペンケースは42.02項前半で認められた材質から製造されたものではないことから同項には分類されず、卑金属製の事務用品として83.04項に分類する。

多くの物品は通則1で分類される
つまり通則1のみで終わり

「通則1か通則3(b)か」という選択肢は存在しない

現実の分類を考える際に、ついつい「通則1を適用するか、通則3(b)を適用するか」という迷いを生じてしまいがち。



そのような迷いは本来生じ得ないもの



なぜなら

通則1で分類決定できない場合だけ、通則2以下の適用を検討することになるからです。



通則2 項の範囲を拡大する規定

- (a) 各項に記載するいずれかの物品には、未完成の物品で、**完成した物品としての重要な特性を提示の際に有するもの**を含むものとし、また、完成した物品(この2の原則により完成したものとみなす未完成の物品を含む。)で、**提示の際に組み立ててないもの及び分解してあるもの**を含む。
- (b) 各項に記載するいずれかの材料又は物質には、当該材料又は物質に他の材料又は物質を混合し又は結合した物品を含むものとし、また、特定の材料又は物質から成る物品には、一部が当該材料又は物質から成る物品も含む。**二以上の材料又は物質から成る物品の所属は3の原則に従って決定する。**

通則2(a)・・・項の範囲を拡大

(1) 通則2(a) 未完成、未組立、分解

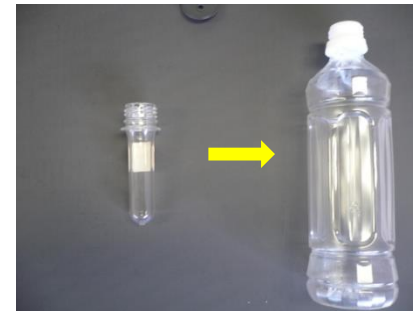
① 通則2(a) 前段・・・未完成の物品の所属

未完成の物品であっても提示の際に完成した物品としての重要な特性を有するものは、完成品と同じ項に属する(部分品又は中間製品として取り扱わない。)

(例) タイヤを装備していない自動車、サドルのない自転車、中敷のない靴等

この規定は、「ブランク」についても適用する。

[ブランク]: そのまま直接使用することはできないが、完成した物品又は部分品のおおよその形状又は輪郭を有し、かつ、例外的な場合を除き、完成した物品又は部分品に仕上げるためのみ使用する物品



例: ペットボトルブランク

② 通則2(a) 後段・・・提示の際に組み立ててないもの又は分解してあるものの所属

完成した物品で提示の際に組み立ててないもの又は分解してあるものは、完成品と同一の項に属することを定めたものです。

このような状態で物品が提示されるのは、通常、包装、荷扱い又は輸送上の必要性、便宜等の理由によるものです。(例) 自分で組み立てる家具等

また、この通則は、未完成の物品(この通則の前段の規定により完成したものとして取り扱われるものに限る。)で、提示の際に組み立ててないもの又は分解してあるものについても適用されます。

第1部から第6部までの物品には、通常、通則2(a)の規定は適用されません。

(2)通則2(b)

ニ以上の材料又は物質を混合し又は結合した物品の所属

① ある材料又は物質について記載がしてある項(例えば、馬毛)及び特定の材料又は物質からできた物品であることを示す記載がしてある項(例えば、天然コルクの製品)の範囲を拡大して、他の材料又は物質を混合し又は結合した物品及び部分的に他の材料又は物質を使用した物品を含むようにする規定です。

ただし、項の規定又は部若しくは類の注の規定に別段の定めがある場合には、この規定は適用しません。

通則1により別段の定めがある場合に該当

(例)15.03項 ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びタロー油(乳化、混合その他の調製をしていないものに限る。)

(例)第31類(肥料) 注2 第31.02項には次の物品のみを含む。

② この通則を適用した結果ニ以上の項に属するとみられる場合には、**通則3の原則に従って**所属を決定する。

通則 3 何らかの理由により二以上の項に属するとみられる場合の物品の所属の決定方法

2(b)の規定の適用により又は他の理由により物品が二以上の項に属するとみられる場合には、次に定めるところによりその所属を決定する。

(a) **最も特殊な限定をして記載**をしている項が、これよりも一般的な記載をしている項に優先する。ただし、二以上の項のそれぞれが、混合し若しくは混合した物品に含まれる材料若しくは物質の一部のみ又は小売用のセットの構成要素の一部のみについて記載をしている場合には、これらの項のうち一の項が当該物品について一層完全な又は詳細な記載をしているとしても、これらの項は、当該物品について等しく特殊な限定をしているものとみなす。

(b) **混合物、異なる材料から成る物品、異なる構成要素で作られた物品及び小売用のセットにした物品**であって、(a)の規定により所属を決定することができないものは、この(b)の規定を適用することができる限り、当該物品に**重要な特性**を与えている材料又は構成要素から成るものとしてその所属を決定する。

(c) (a)及び(b)の規定により所属を決定することができない物品は、等しく考慮に値する項のうち**数字上の配列において最後**となる項に属する。

通則3・・・複数項に属するとみられる場合

「何らかの理由により二以上の項に属するとみられる場合の物品の所属の決定方法」

通則2(b)又はその他の理由により物品が二以上の項に属するとみられる場合の物品の所属を決定する方法を規定したものであり、通則1及び2により物品の所属が決定できる場合には、この通則は適用しません。

適用の優先順位は、

通則3(a) 特殊な限定



通則3(b) 重要な特性



通則3(c) 数字上の配列

の順になります。

通則3・・・複数項に属するとみられる場合

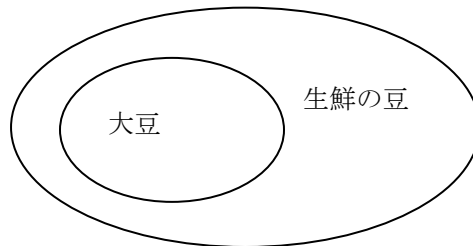
(1) 3(a)・・・より特殊な限定が優先

最も特殊限定的な記載をしている項が、これよりも一般的な記載をしている項に優先する。

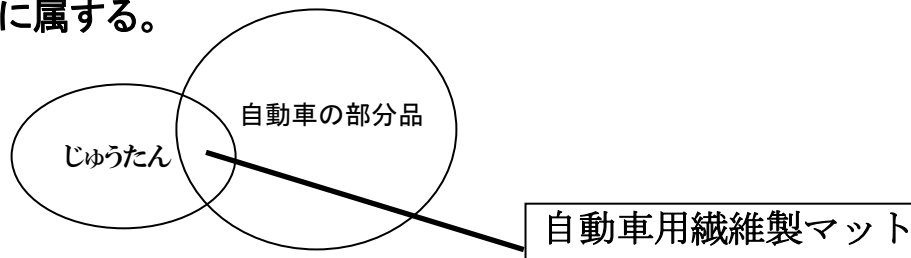
どのような表現が「特殊な限定」であるかについて厳密に規定することは困難であるが、一般的には次のように考えられます。

a) 特定の固有名のほうが、種類名よりも「特殊な限定」

(例)大豆(第12.01項)は、生鮮の豆(第07.08項)よりも特殊な限定をしている。



b) より明確に同一性を確認できる記載をしている方が、不完全な記載をしているものよりも「特殊な限定」。
(例)自動車の附属品(87.08項)よりも じゅうたん(57類)の方が特殊な限定をしているため、自動車用のじゅうたんは57類に属する。



通則3・・・複数項に属するとみられる場合

ただし、二以上の項のそれぞれが、混合し若しくは混合した物品に含まれる材料若しくは物質の一部のみ又は小売り用のセットの構成要素の一部のみについて記載している場合には、これらの項のうち一の項が当該物品について一層完全な又は詳細な記載をしているとしても、これらの項は、当該物品について等しく特殊な限定をしているものとみなす。



この場合において、物品の所属は、**通則3(b)又は通則3(c)**により決定する。

(分類事例:「ただし書き」の事例)

一面がプラスチック、一面がゴムのベルトコンベヤベルト

いずれも物品の構成材料
(要素)の一部のみ

○可能な選択肢

- ・39.26項:その他のプラスチック製品
- ・40.10項(4010.13号):コンベヤ用のベルト

40.10項の方がより特殊な限定をして記載しているように思われるが、ただし書きから通則3(a)は適用できない。したがって、通則3(b)以下を適用して分類することとなります。

(2) 3(b)・・・重要な特性に着目

3(a)で所属が決定できない場合には、当該物品に重要な特性を与えている材料又は構成要素から成るものとしてその所属を決定する。

通則3(b)を適用することができるのは、下記の a)～ d)までの4つの場合に限られる。

a.混合物 (mixtures)

二種類以上の材質が混じりあったもの

b.異なる構成材料から成る物品 (different materials)

二種類以上のものが混成・複合されたもの

c.異なる構成要素で作られた物品 (different components)

- ・異なる構成要素が相互に結合し、實際上分離不可能となった物品
- ・分離可能な構成要素から成る物品

d.小売用のセットにした物品 (sets for retail sales)

イ)異なる項に分類される二以上の物品を

ロ)ある特定の必要性を満たすため又はある活動を行うため、

ハ)一緒に組み合わせる小売用に包装したもの (そのまま

使用者に直接販売するのに適した状態に包装されているもの) 037

通則3・・・複数項に属するとみられる場合(通則3(b)混合物)

事例: 繊維と混合した羽毛

(事前教示より)

羽毛(80%)とポリエステル繊維(20%)を混合したもの

用途: 羽毛布団の詰物用

本品は、羽毛とポリエステル繊維の**混合物**であることから、関税率表の解釈に関する通則3(b)の規定により、本品に重要な特性を与えている物品は、最大重量を占める羽毛であると認められます。

したがって、本品は、洗浄し、加熱殺菌された羽毛として、関税率表第05.05項及び同表解説第05.05項の規定により、上記のとおり分類されます。



綿毛及び詰物用の羽毛(0505.10号)

通則3・・・複数項に属するとみられる場合(通則3(b)異なる構成材料)

事例:組立て式運搬容器

(品目分類事例より)

プラスチック製の蓋及び底部分、強化ダンボール製の胴部分からなるもので、組立てを容易にするため、蓋及び底部分に胴部分を固定できる機構を備えている。

また、蓋及び底部分が特殊な構造になっており、フォークリフトによる積載、移動作業が容易に行なえるもの。

蓋、底及び胴部分がセットとして提示されるもので、パレット機能を有する運搬用の箱、ケースであると認められます。

箱及びケースは、その構成材料によって分類されますが、蓋及び底部分となるプラスチックと胴部分となるダンボールの異なる材料から成る物品であることから、関税率表の解釈に関する通則3(b)の規定に従って重要な特性を与えている材料によってその所属が決定されます。

プラスチック製の蓋及び底部分はフォークリフトにより荷扱いできる構造と堅牢性を備えていることから、重要な特性があるものとして、プラスチック製の箱、ケースとして分類されます。



プラスチック製の箱、ケース(3923.10号)

通則3・・・複数項に属するとみられる場合(通則3(b)異なる構成要素)

事例:キーリング(ぬいぐるみ付き)

(品目分類事例より)

鉄鋼製のキーリング(リンクチェーン付き)に動物を模した小さなぬいぐるみを取り付けたもの

材質:(キーリング、リンクチェーン)鉄鋼製(ぬいぐるみ)ポリエステル製

サイズ:(キーリング)長さ約50mm(リンクチェーン込み)

(ぬいぐるみ)長さ約65mm×幅約8mm×厚さ約45mm

用途:キーホルダー、装飾品として使用

本品は、鉄鋼製のリンクチェーン付きの鉄鋼製キーリングに、紡織用繊維製の小さなぬいぐるみを取り付けたものです。

本品は、異なる構成要素で作られた物品であることから、関税率表の解釈に関する通則3(b)を適用し、本品に重要な特性を与えているのは、バラシング又は装飾品としての性状を有するぬいぐるみよりも、キーリングであると認められます。

したがって、本品は、関税率表第73.26項及び同表解説第73.26項の規定により、同項に分類されます。



その他の鉄鋼製品(7326.90号)

通則3・・・複数項に属するとみられる場合(通則3(b)小売用のセット)

事例: 歯磨きセット

(品目分類事例より)

プラスチック製歯ブラシ1本、チューブ入り歯磨き(5g)1個がセットとして、薄く透明なビニール袋に納められたもの。

用途: ホテルや旅館等で宿泊客にサービス品として提供。

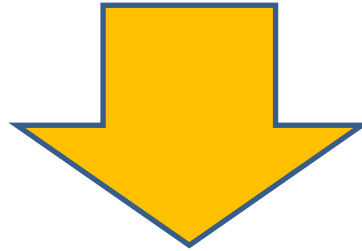
歯ブラシ及び歯磨きを小売用のセットにした物品で、歯磨きは少量であること、歯ブラシは反復使用が可能であることから、重要な特性を与えている物品は歯ブラシであると認められますので、関税率表の解釈に関する通則3(b)の規定により、第96.03項のブラシとして分類されます。



歯ブラシ(9603.21号)

通則3・・・複数項に属するとみられる場合

重要な特性を決定するための要素は、物品の種類によって異なり、その材料若しくは構成要素の性質(重量、容積、数量、価格等)(客観的基準)又は役割等(抽象的基準)により判断することになります。(通則3(b)の解説(VIII))



客観的基準を選ぶか、抽象的基準を選ぶか、また、客観的基準／抽象的基準の中でそれぞれ具体的にどのような基準(重量、容積、数量、厚さ、幅、長さ、価格等)／(機能、用途、役割等)を選ぶかについては、ケース・バイ・ケースで判断することになります。

なりきりセット？



①保安官なりきりセット



②戦隊ヒーローなりきりセット

検討:ともに小売包装されたもの

分類の検討①(通則の適用)

当該物品は帽子(第65.06項)、シャツ(第62.05項)、ズボン(第62.03項)、を小売用の包装にしたものである。



通則3(b)「小売用のセット」適用の可否？

第11部注14

文脈により別に解釈される場合を除くほか、紡織用繊維から成る衣類で異なる項に属するものは、小売用のセットにした場合であっても当該各項に属する。

この場合において、「紡織用繊維から成る衣類」とは、第61.01項から第61.14項まで及び第62.01項から第62.11項までの衣類をいう。



本品は、セットを構成する物品の中にシャツ(第62.05項)とズボン(第62.03項)の異なる項に属する衣類が含まれていることから、上記の規定に該当する。

したがって、小売用のセットに包装されたものであっても、それぞれの項に分類する。

結論 分離(一括では分類できない)

通則1(第11部注14)

分類の検討②(通則の適用)

当該物品はヘルメット(第65.05項)、上下一体の衣類(第62.11項)、マフラー(第62.14項)、を小売用の包装にしたものである。



通則3(b)「小売用のセット」適用の可否？

第11部注14

文脈により別に解釈される場合を除くほか、紡織用繊維から成る衣類で異なる項に属するものは、小売用のセットにした場合であっても当該各項に属する。

この場合において、「紡織用繊維から成る衣類」とは、第61.01項から第61.14項まで及び第62.01項から第62.11項までの衣類をいう。



本品は、セットを構成する物品のうち衣類は、上下一体の衣類(第62.11項)のみであることから、上記の規定には該当しない。

本品は、

- ・異なる項に属する二以上の異なった物品を
- ・ある特定の必要性を満たすため又は特定の活動を行うため共に包装された製品で
- ・再包装しないで、最終消費者に直接販売するのに適した状態に包装されている物品

であり「小売用のセット」として通則3(b)を適用し、本品に重要な特性を与えている物品は、上下一体の衣類と認める。

結論 62.11項

通則3(b) 小売用のセット

(3) 3(c)数字の順番において最後となる番号により決定

- ① 3(a)、3(b)の規定で所属を決定することができない物品は、等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。
- ② 本規定を適用することは、**ほとんどありません。**
⇒ 特殊な場合に限られます。

当該規定は、考慮に値する項について十分に分類の検討を重ね、それでも「等しく考慮に値する」との結論に至った場合に適用されます。

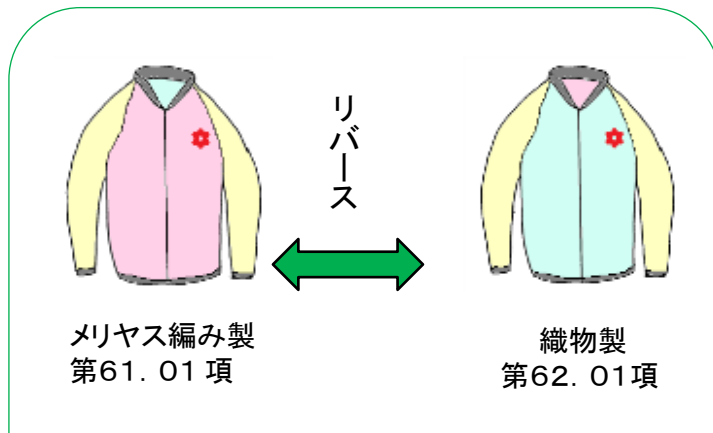
通則3・・・複数項に属するとみられる場合

事例：男子用リバーシブルジャンパー

(品目分類事例より)

片面がメリヤス編み製(平編み)、もう一方の面が織物製(平織り)の綿100%の男子用ジャンパーで、いずれの面を外側にしても着用できるように仕立てられたもの。

実用性、装飾性のいずれの観点からみても、どちらの面が本品に重要な特性を与えているかを決定することはできない。



(3(b)適用不可)

通則3(c)の規定を適用し、数字上の配列において最後となる第62.01項に分類される。

織物製のジャンパー(第62.01項)

通則4 **関税率表中に属するとみられる項がない場合の所属の決定方法**

前記の原則によりその所属を決定できない物品は、当該物品に最も類似する物品が属する項に属する。

本規定が適用されるのは、関税率表に当該物品が属するとみられる項がない場合のみです。

この規定を適用して物品の所属を決定することは**稀**です。

通則4・・・属するとみられる項がない場合

事例：炭化したトウモロコシの芯

(事前教示事例より)

とうもろこしの芯を炭化させたもので、土壌改良剤として使用するもの。

成分：炭素80%、水分20%)

性状：約1～3CMの塊状

包装：10KG入り/ビニル袋

関税率表第44.02項において、木炭には植物性の殻又はナットの炭を含むとされているが、とうもろこしの芯を材料として作られた炭について規定されていない。



しかしながら、製法、性状、用途等が木炭に類似するものである。



通則4を適用し、最も類似する物品が属する第44.02項に分類する。

木炭(第44.02項)



通則5 収納容器、包装材料及び包装容器の所属の決定

前記の原則のほか、次の物品については、次の原則を適用する。

- (a) 写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、製図機器用ケース、首飾り用ケース
その他これらに類する容器で**特定の物品又は物品のセットを収納するために特に製作し又は適合させたものであって、長期間の使用に適し、当該容器に収納される物品とともに提示され、かつ、通常当該物品とともに販売されるものは、当該物品に含まれる。**ただし、この(a)の原則は、重要な特性を全体に与えている容器については、適用しない。
- (b) (a)の規定に従うことを条件として、物品とともに提示し、かつ、当該物品の包装に通常使用する**包装材料及び包装容器は、当該物品に含まれる。**ただし、この(b)の規定は、反復使用に適することが明らかな包装材料及び包装容器については、適用しない。

5(a) 収納容器の所属の決定

- ① 写真機用ケース(90.05項)、楽器用ケース(92.02項)、銃用ケース(93.03項)その他これらに類する容器で、
- a) 特定の物品又は物品のセットを収納するために**特に製作し又は適合**させたものであって、
 - b) **長期間の使用に適し**(物品の耐久性に合わせて製作し、物品が使用されない時(輸送、貯蔵等)は保護する役目がある。→単なる包装とは区別される)
 - c) (別々に包装されているか否かを問わず、)当該容器に収納される**物品とともに提示**され、かつ、
 - d) 通常当該**物品とともに販売**されるもの

は、当該物品に含まれる。

- ② ただし、この(a)の原則は、重要な特性を全体に与えている容器(例えば、茶を入れた銀製の茶筒及び砂糖菓子を入れた装飾的な陶磁製の入れ物)については適用しない。

5(b) 包装容器及び包装材料の所属の決定

物品とともに提示し、かつ、当該物品の**包装に通常使用する包装材料および包装容器**は、当該物品に含まれる。

ただし、反復使用に適することが明らかな包装材料及び包装容器については適用しない。

(例えば、圧縮ガス用又は液化ガス用の鉄鋼製のドラム又は容器)



通則6 号の所属決定

この表の適用に当たっては、項のうちのいずれの号に物品が属するかは、

号の規定及びこれに関係する号の注の規定に従い、

かつ、

前記の原則を準用して決定するものとし、

この場合において、

同一の水準にある号のみを比較することができる。

この6の原則の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、関係する部又は類の注も適用する。

同一の水準にある号のみを比較

項	号	品名
02.01		牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
	0201.10	枝肉及び半丸枝肉
	0201.20	その他の骨付き肉
	0201.30	骨付きでない肉
02.03		豚の肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）
	(0203.1)	生鮮のもの及び冷蔵したもの
	0203.11	枝肉及び半丸枝肉
	0203.12	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）
	0203.19	その他のもの
	(0203.2)	冷凍したもの
	0203.21	枝肉及び半丸枝肉
	0203.22	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）
	0203.29	その他のもの
02.05	0205.00	馬、ろ馬、ら馬又はヒニーの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）

- 水準1(1段落ち)同志、水準2(2段落ち)同志を比較
- 5桁目が「0」であれば水準1はない
- 6桁目が「0」であれば水準2はない

通則6・・・号の所属の決定

この表の適用に当たっては、項のうちいずれの号に物品が属するかは、

- ① 号の規定及びこれに関係する号の注の規定に従い、かつ、
- ② 前記の原則(通則1～5)を準用して決定する。この場合において、
- ③ 同一水準にある号のみを比較することができる。この6の原則の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、
- ④ 関係する部又は類の注の規定も適用する。

これは、部又は類の注の規定は、それが号又は号注の規定と矛盾しない場合において適用されることを意味する。例えば、第71類注4(b)に規定する「白金」の範囲は、同類号注2に規定する「白金」の範囲と異なっていることから、第7110.11号及び7110.19号に属する物品の範囲を解釈するに当たっては、号注2が適用され、注4(b)は適用されない。)



号の所属の決定に当たっては、号注は、部注、類注よりも優先する。

④の解説

第71類注4

(A)「貴金属」とは、銀、金及び白金をいう。

(B)「白金」とは、白金、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムをいう。

第71類号注2

第7110.11号及び第7110.19号において白金には、注4(B)の規定にかかわらず、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムを含まない。

71.10 白金(加工していないもの、一次製品及び粉状のものに限る。)

白金

7110.11 加工していないもの及び粉状のもの

7110.19 その他のもの

パラジウム

7110.21 加工していないもの及び粉状のもの

7110.29 その他のもの

ロジウム

7110.31 加工していないもの及び粉状のもの

7110.39 その他のもの

イリジウム、オスミウム及びルテニウム

7110.41 加工していないもの及び粉状のもの

7110.49 その他のもの

通則6・・・号の所属の決定

事例：シーフードミックス

ボイルしたえび、いか、たこを冷凍し、混合、包装したものの

- 製法：①えび：除頭、背カット、背わた除去→洗浄→塩水漬け→ボイル→殻むき→塩水漬け→凍結
 ②いか：つぼ抜き、皮剥ぎ→洗浄→塩水漬け→カット→ボイル→塩水漬け→凍結
 ③たこ：胴、足分離→洗浄→カット→ボイル→スライス→凍結
 ④①～③を計量、袋詰め→保管(-18℃)

包装：150g／袋

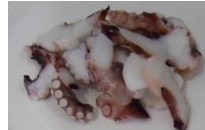
原料：えび、やりいか、たこ



えび(40%)



いか(31%)



たこ(29%)



分類理由

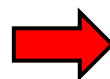
加熱されたえび、いか及びたこからなるシーフードミックスであり、関税率表第16.05項の規定により、同項に分類する。更に、号及び細分については、同表の解釈に関する通則6により、同通則3(b)を準用し、本品に重要な特性を与えている物品は、1605.5号の軟体動物であることから、その中で最大重量をしめているいかの調製品として上記のとおり分類する。ただし、輸入時において混合割合が異なる場合、また、各物品の加熱の程度が異なる場合は、関税率表の所属区分及び関税率が変わる場合がある。

→ 回答税番 1605.54-999

税番検討

えび - 1605.29号 (40%)
 いか - 1605.54号 (31%)
 たこ - 1605.55号 (29%)

① 5桁目の比較

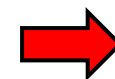


1605.2 (40%)
 Shrimps and Prawns
 1605.5 (60%)
 軟体動物



② 6桁目の比較

1605.54 (31%)
 1605.55 (29%)



税番の決定

1605.54

3 分類のポイント

自動車関連部品 相関図(通則1レベル)

第15部

第15部注1

この部には、次の物品を含まない。

(g) 第17部の物品

第15部注2「卑金属製のはん用性の部分品」

(a) 継手、より線・ロープ等、くぎ・びょう等、ねじ・ボルト等

(b) ばね及びばね板

(c) 錠、取付具、管リベット、サインプレート、鏡等

スパナ、レンチ、ドライバー等

装飾品

第16部

第16部注1

この部には、次の物品を含まない。

(i) 第17部の物品

エンジン、エアコン、カムシャフト等

ヘッドライト、ワイパー、ヒューズ等

第18部

スピードメーター、ECU等

時計

第17部

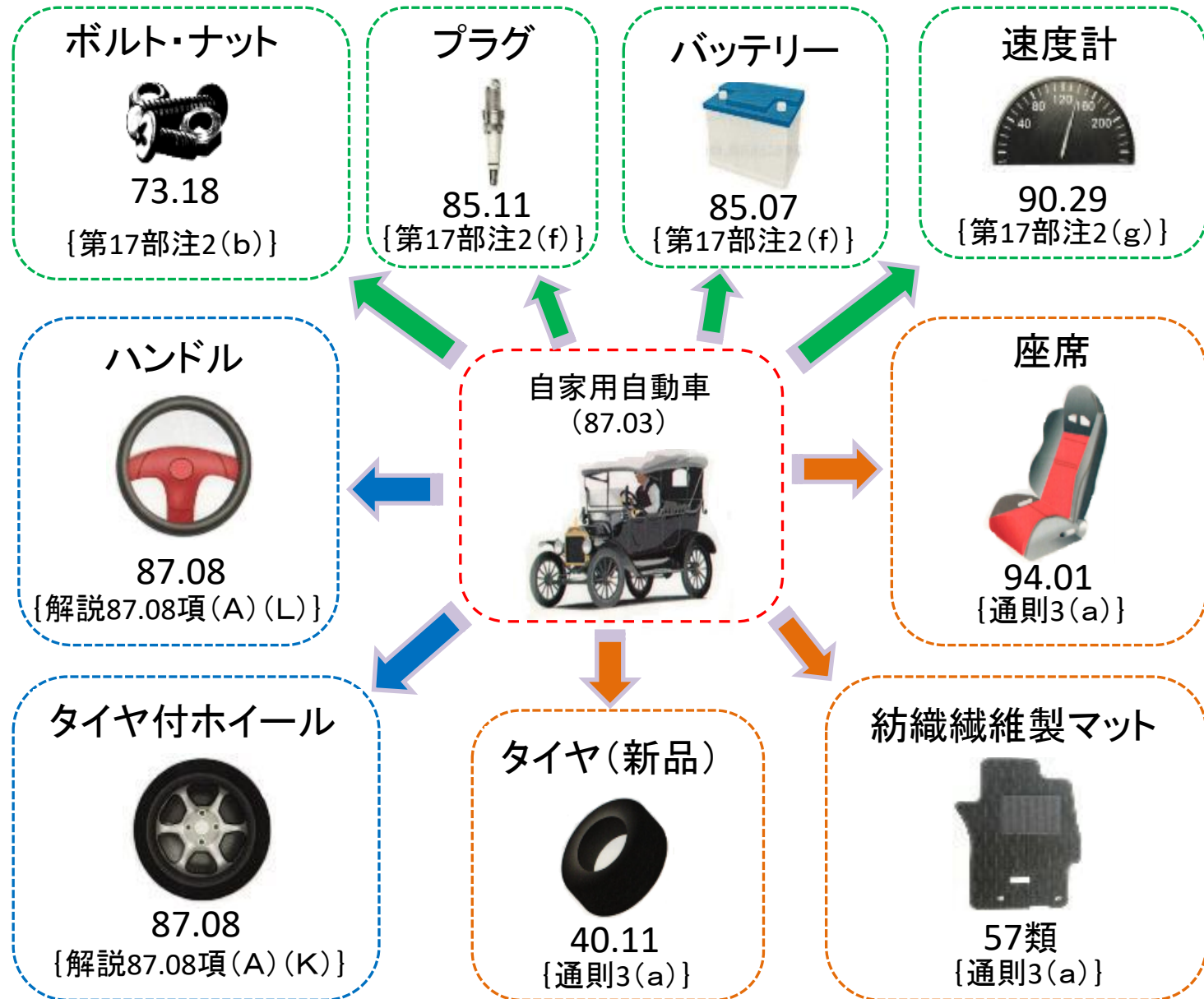
車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品

第17部注2

「部分品」及び「部分品及び附属品」には、次の物品(この部の物品に使用するものであるかないかを問わない。)を含まない。

- (a) ジョイント、ワッシャーその他これらに類する物品(構成する材料により該当する項又は第84.84項に属する。)及びその他の加硫ゴム(硬質ゴムを除く。)製品(第40.16項参照)
- (b) 第15部の注2の卑金属製のはん用性の部分品(第15部参照)及びプラスチック製のこれに類する物品(第39類参照)
- (c) 第82類の物品(工具)
- (d) 第83.06項の物品
- (e) 第84.01項から第84.79項までの機器及びその部分品、第84.81項又は第84.82項の物品並びに第84.83項の物品(原動機の不可分の一部を構成するものに限る。)
- (f) 電気機器(第85類参照)
- (g) 第90類の物品
- (h) 第91類の物品
- (ij) 武器(第93類参照)
- (k) 第94.05項のランプその他の照明器具
- (l) 車両の部分品として使用する種類のブラシ(第96.03項参照)

例：自動車の部分品及び附属品



自動車の定義

国内分類例規 第87類 1.自動車の定義

この表の細分において「**自動車**」とは、第87.01項から第87.05項まで又は第87.09項から第87.11項までの車両及び第87.13項の車両で原動機付きのものをいう。

例

8511.10-010 点火プラグ(自動車用のもの)

6813.81-000 ブレーキライニング及びブレーキパッド(自動車の部分品)

8544.30-010 点火用配線セットその他の配線セット(自動車用のもの)

ポイント！

社会通念上「自動車」というと四輪(大型はそれ以上)のものをイメージすることが多いが、関税率表上の細分で「自動車」は二輪自動車(第87.11項)や原動機付きの身体障害者用車両(第87.13項)を含む。

部分品と附属品

部分品 (Parts) …… 器具・機械などの一部を構成する品。

附属品 (Accessories) …… 主たる物と一体となっはじめて機能する物。
(広辞林より)

関税率表上の規定

① 本体の属する項に規定のあるもの

例: 87.15 乳母車及びその部分品
94.03 その他の家具及びその部分品

② 部分品(及び附属品)の特定項を有するもの

例: 87.08 部分品及び附属品(第87.01項から第87.05項までの自動車用のものに限る。)
92.09 楽器の部分品(例えば、オルゴールの機構)及び附属品(例えば、機械式演奏用のカード、ディスク及びロール)、メトロノーム、音さ並びに調子笛

③ 類注に規定のあるもの

例: 95類注3 この類の物品に専ら又は主として使用する部分品及び附属品は、1の物品を除くほか、当該この類の物品が属する項に属する。

④ 部分品規定のないもの(第94.04項、第96.03項など)

ポイント!

部分品及び附属品の規定は類、項により様々。

同じ類の物品であっても、「部分品及び附属品」のものと「部分品」のみのものがあるので注意が必要

材質変われば分類変わる？①

例1 ろ過用フィルター

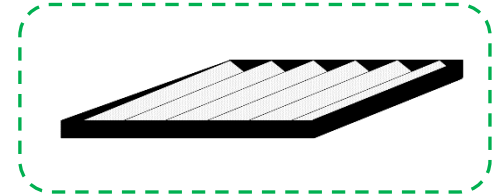
○ 紡織繊維製フィルター

第16部注1(e)

(伝動用又はコンベヤ用の紡織用繊維製ベルト及びベルチング(第59.10項参照)及び技術的用途に供する紡織用繊維製のその他の製品(第59.11項参照))



技術的用途に供する紡織用繊維製品として
第59.11項に分類



解説第59.11項(B)

(9) 真空掃除機用の袋、空気ろ過機用のフィルターバッグ、エンジン等のオイルフィルター

この項の紡織用繊維の物品は、紡織用繊維の物品としての、本質的な性格を有している場合に限り、他の材料の附属品が付いていてもよい。

○ 紙製フィルター

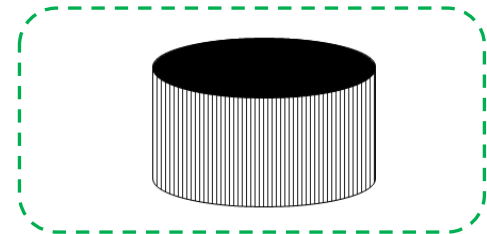
部分品の規定

第84.21項及び第16部注2(a)の規定

(紙は第16部注により除外される材料ではない)



ろ過機の部分品として**第84.21項**に分類



ともに**通則1**により分類される事例

材質変われば分類変わる？②

例2 自動車用マット

- 紡織用繊維製のもの(タフト)

検討する項



第57.04項

じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物
(タフトしたものに限るものとし、製品にした
ものであるかないかを問わない。)

VS

第87.08項

部分品及び附属品(第87.01項から第87.05
項までの自動車のものに限る)

最も特殊な限定
通則3(a)



紡織用繊維製の床用敷物として第57.04項に分類

- プラスチック製のもの

検討する項

第39.26項

その他のプラスチック製品及び第39.01項から
第39.14項までの材料(プラスチックを除く。)から成る製品

VS



第87.08項

部分品及び附属品(第87.01項から第87.05
項までの自動車のものに限る)

第39類注2(s)
通則1



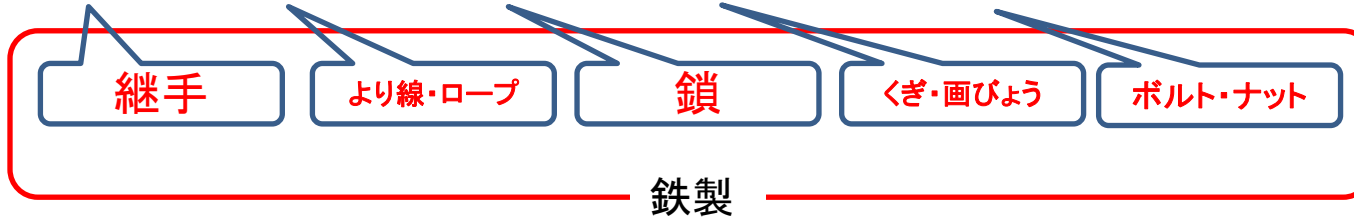
自動車の附属品として第87.08項に分類

第15部注2

この表において「はん用性の部分品」とは、次の物品をいう。

(第74～81類)

(a) 第73.07 項、第73.12 項、第73.15 項、第73.17 項又は第73.18 項の物品及び非鉄卑金属製のこれらに類する物品



(b) 卑金属製のばね及びばね板(時計用ばね(第91.14 項参照)を除く。

例: 自動車用のシャシばね(鉄鋼製 第73.20項)

(c) 第83.01 項、第83.02 項、第83.08 項又は第83.10 項の製品並びに第83.06 項の卑金属製の縁及び鏡



ポイント!

上記(a)～(c)に属する物品が「はん用性の部分品」として第16部、第17部などから除外される(第16部注1(g)、第17部注2(b))

当該物品に「はん用性」があるかどうかはではない。

事例 ポテトチップ？

●ベーカリー製品 事前教示事例

ポテトフレーク、植物油等を混合し油調したもの

製法:原料受入→混合→シート状にする→金属探知→型押し成型→油調→シーズニング→充填→計量→閉栓→箱詰め

成分:ポテトフレーク、植物油、調味料等

性状:楕円形に型押し成型したスナック菓子

用途:小売用

包装:160g/筒×16/カートン

11.05項

分類理由

本品は、ポテトフレークをもととしたベーカリー製品であり、関税率表第19.05項の規定により、上記のとおり分類する。

適用税番:1905.90-314

●ばれいしょ調製品 事前教示事例

ばれいしょをスライスし、油で揚げ、味付けしたもの

製法:ばれいしょ→皮むき→ホッパー→スライス(波状)→洗浄→油で揚げる→味付け→検量→包装

成分:ばれいしょ、パーム油、シーズニング

性状:チップ状

用途:小売用(輸入後国内で小売用包装に再梱包)

包装:26LB/袋/箱

07.01項

分類理由

本品は、ばれいしょの調製品であり、関税率表第20.05項の規定により、上記のとおり分類する。

適用税番:2005.20-220

事例 ペット用シートベルト？

●ペット用固定ベルト① 事前教示事例

自動車のシートベルトに固定して用いるペット用の固定ベルト

性 状:ベルトの一端にシートベルト固定用の留め具、もう一端にペット固定用のフックが取り付けられたもの

材 質:(留め具、フック)アルミニウム、(ベルト)ポリエステル繊維製織物

サイズ:幅7.5cm×長さ18cm

重 量:約65g

用 途:乗車するペットの装着具に固定させて車内で係留する
ペットが外へ飛び出すのを防止するなど、安全運転に寄与する

●ペット用固定ベルト② 事前教示事例

自動車のISOFIXバーに固定して用いるペット用の固定ベルト

性 状:ベルトの一端にISOFIXバー連結用の留め具、もう一端にペット固定用のフックが取り付けられたもの

材 質:(留め具)アルミニウム、ABS、(ベルト)ポリエステル繊維製織物、(フック、アジャスター)アルミニウム

サイズ:幅3cm×長さ48cm

重 量:約170g

用 途:乗車するペットの装着具に固定させて車内で係留する
ペットが外へ飛び出すのを防止するなど、安全運転に寄与する

適用税番:8708.99-090

本品は、自動車のシートベルト(②はISOFIXバー)に固定して用いるペット用の固定ベルトとして照会のあったものであり、動物用装着具とは認められないため、関税率表第42.01項には分類されない。

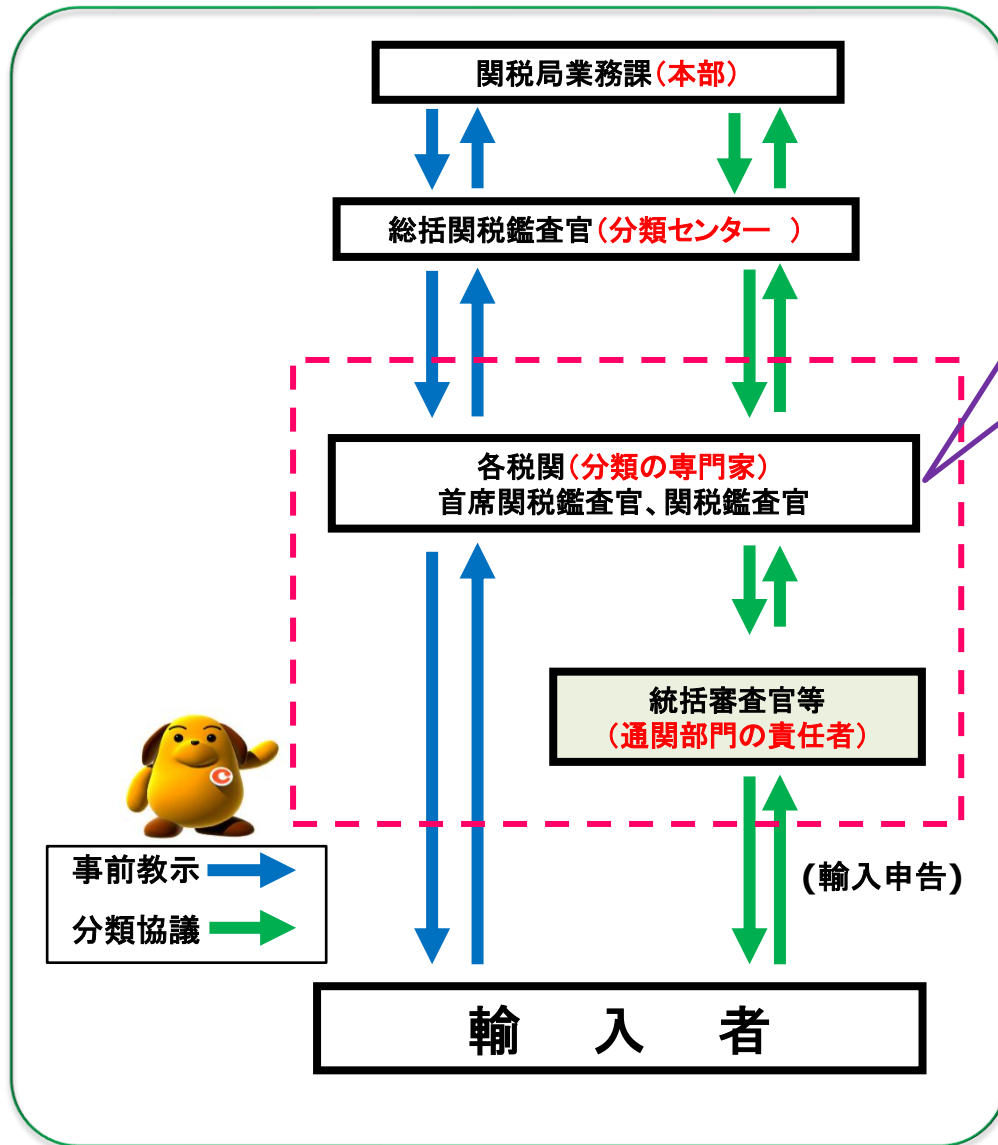
本品は、ペットが乗車する際、シートベルトとして機能を持つよう設計されたものであり、関税率表第17部注3、同表解説第17部総説(III)「部分品及び附属品」(a)～(c)を充足することから、同表第87.08項及び同表解説第87.08項の規定により、自動車の附属品として上記のとおり分類する。

※ISOFIX

自動車の座席にチャイルドシートを固定する方式の国際標準規格

4 事前教示制度

我が国の分類インフラ



財務省組織規則

首席関税鑑査官〔第318条〕

2 前条(規則第317条)の第2項各号の事務を処理する。

関税鑑査官の行う事務を整理する。

関税鑑査官〔第317条〕

- 2 一 輸入貨物に係る関税率表の解釈及び適用に関すること。
- 二 輸出入貨物に係る統計品目表の分類についての調査及び研究に関すること。

名古屋税関事務分掌細則(平18年達27号)

(関税鑑査官の事務の指定)

第14条 組織規則第317条第2項の規定により関税鑑査官が処理するとして税関長が指定する事務は、次の各号に掲げる事務とする。

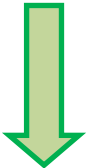
- (1) 統括審査官、特別審査官その他の官職から協議を受けた次に掲げる事項に係る調査、研究及び指導を行うこと。
 - イ 輸入貨物に係る関税定率法別表に規定する関税率表の解釈及び適用に関すること。
 - ロ 輸出貨物及び積戻貨物並びに輸入貨物に係る統計品目表の分類に関すること。
 - ハ 輸入貨物に係る内国消費税の税率適用に関すること。
 - ニ イからハに掲げる事項についての教示に関すること。
- (2) 関税率表の適用上の所属、税率及び輸入統計品目分類等の教示を行うこと。

2 関税鑑査官及び首席関税鑑査官の事務分担については、業務部長が指示するものとする。

事前教示制度(品目分類)

納税義務者等

納税申告等にかかる事前教示



文書

基本通達7-18



口頭

基本通達7-19-1



インターネット

基本通達7-19-2

事前教示

通関部門

関税率表及び原産地の統一的適用

(基本通達7-22)

品目分類協議



総括関税鑑査官に協議
が必要と判断されたもの

品目分類協議案件

種類		照会者	有効性	回答期限	根拠
文書による事前教示		輸入者	申告時に尊重 3年有効 意見の申出が可能 変更・撤回の手続き有	30日以内	基本通達7-18
口頭による事前教示		輸入者	参考回答	原則即日	基本通達7-19-1
インターネットによる事前教示	文書回答へ 切り替え有	輸入者	文書教示に準じる	30日以内	基本通達7-19-2
	文書回答へ 切り替え無	輸入者	参考回答	原則即日	
品目分類協議		税関		1ヶ月以内	基本通達7-22

注) 輸出貨物の分類照会に係る根拠規定はないが、口頭扱いで対応する。

文書による事前教示

受付番号 (関税入庫)	登録番号 (税関記入欄)	
----------------	-----------------	--

事前教示に関する照会書 税関様式C第1000号

令和 年 月 日	照会者の 住所、氏名 代理人の 住所、氏名	輸入者番号	
<input type="checkbox"/> 関税率表適用上の所属区分 <input type="checkbox"/> 国内消費税等の適用区分及び税率		<input type="checkbox"/> 関税率 <input type="checkbox"/> 他法令	<input type="checkbox"/> 統計品目番号 <input type="checkbox"/> 製造地
品名、銘柄 及び型番	単価	輸入申 告予定 官番	
照会貨物	<input type="checkbox"/> 到着 <input type="checkbox"/> 未到着	参考資料 (返却の要・否)	見本・写真・図画・封パ・説明書・分析成績・その他 ()
輸入契約の時期、輸入の予定時期、数量及び金額並びに特別注文、投資又は長期契約の予定の有無		照会貨物に係る事前教示実績 (有・無) ()	類似貨物に係る輸入実績 (有・無) ()
照会貨物の説明 (製法、成分割合、性状、構造、機能、用途、包装等)			
関税率表適用上の所属区分に関する意見 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)			
非公開期間の要否 () 関税公簿です。 裏面に重要事項を記載	要・否	非公開理由	
非公開期間 () 日 (180日を超えない期間)	続	補足説明書	要求・提出、枚

(注) 裏面の確認書にも記入をお願いします。また、注意事項をよくお読みください。

(規格A4)

事前教示は、文書により照会を行い、文書で回答を受けることが原則。

なお、事前教示にあたり、サンプルの提供を要しない貨物等、一定の条件が満たされた場合にはインターネットによる事前教示照会(文書照会への切替え)が可能。

「文書による事前教示」とは？

輸入を予定している貨物の関税分類を**文書で照会し、文書で回答を受ける**ことができ、輸入者の方にとっては**様々なメリット**のある制度です。

例えば・・・

- **事前の計画性**
事前に輸入貨物の税番・税率がわかるので、原価計算が確実にでき、輸入計画や販売計画が立てやすくなる。
- **迅速な通関**
輸入貨物の税番・税率について事前に回答を受けることにより、輸入時の貨物の通関・引取りが早くなる。
- **分類の安定性**
文書による照会の回答内容は、照会された貨物の輸入通関審査に際して、3年間尊重される。
- **分類の公平性**
文書による照会の回答内容は、すべて登録番号で管理されているので、全国どこで輸入申告されても、通関審査に際して尊重される。

事前教示回答の作成

事前教示回答の作成

- ・ 各税関が作成した回答書は、分類センターに送付され、必要に応じて、本省と協議。

情報の公開 ⇒ 税関ホームページ

情報の公開 ⇒ 税関ホームページ

- ・ 書面による照会にかかる事前教示回答書は、**分類の透明性の向上を図っていく観点から原則公開。**
- ・ 照会者から一定期間内(180日を超えない期間内)につき公開しないことを求める申し出があった場合、当該期間後に公開。
- ・ 情報公開法に定める不開示情報等は伏せて公開。

事前教示回答書に関する意見の申出

- ・ 輸入者は、税関の事前教示回答に対して、照会者が再検討を希望する場合は、事前教示回答書に関する意見の申出書を提出することが可能(回答から2か月以内)。
- ・ 回答税関に当該申出が提出された場合、受付税関は、事前教示回答を再検討の上、分類センターに協議。分類センターは、意見を添えて本省に上申。
- ・ 再検討の結果、事前教示回答を変更する場合は、事前教示回答書の変更通知(分類解釈の変更／適用法令の誤り)を輸入者に送付。

～ご清聴ありがとうございました～



税関行政サービスに関するご意見やお気づきの点がございましたら、税関までお寄せください。

なお、名古屋税関ホームページのメールアドレスでもお受けしております。



税関イメージキャラクター
「カスタム君」

税関のPR活動

税関では、貿易統計に係る「トピックス」のほか、水際取締り、麻薬探知犬の活躍ぶりなど

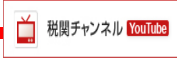
・税関 Facebook



・税関 Twitter



・税関チャンネル (YouTube)



税関お問い合わせ窓口

- ・税関手続全般
業務部税関相談官室 ☎052-654-4100
- ・EPA・原産地規則
業務部原産地調査官 ☎052-654-4205
- ・AEO制度
業務部認定事業者管理官 ☎052-654-4169
- ・関税分類（税番）
業務部関税鑑査官 ☎052-654-4139
- ・貿易統計
調査部調査統計課 ☎052-654-4176

で紹介しています。税関ホームページをご覧ください。

税関

検索